

平成 26 年 3 月 14 日

内閣府政策統括官（防災担当） 御中

全国知事会危機管理・防災特別委員会

被災者生活再建支援制度の見直しについて（要望）

現在、内閣府の「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」において被災者生活再建支援制度の見直しについて検討が進められており、12月26日には「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言（以下、「提言」という。）が公表された。

これまで、全国知事会においては、被災者生活再建支援法（以下、「支援法」という。）における適用範囲の問題点を幾度となく指摘した上で、制度見直しの必要性について繰り返し提起してきたところである。

具体的には、現行では支援法の適用範囲を市町村又は都道府県単位の被害規模で決定する仕組みとなっているため、例えば、ある自然災害により、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に居住する者には支援金が支給される一方、同じ災害による被害でも住宅全壊被害が10世帯未満の市町村に居住する者には支援金が支給されないなど、法律上の不均衡が生じ得る。

実際に、平成25年9月2日に埼玉県及び千葉県において発生した竜巻災害においても、被災範囲と支援法適用範囲に齟齬が生じ、現行法の仕組みに起因する問題点が再燃したことから、今般の検討会設置及び提言の公表に至ったものと認識している。

国と地方の責任・負担のあり方として、小規模な自然災害に対し、地方が責任を持って対処すべきであることは言うまでもない。現状においても、各地域の実情に応じた地方の判断により、地方単独の支援金・見舞金や共済等を含む独自の支援は行われており、全国知事会においても情報共有を行うとともに議論を深め、充実に努めているところである。

しかしながら、現行の支援法では、法が適用される規模の災害が発生した場合であっても、政令の規定上、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない、制度上の問題点が存在する。これは被災者にとって理解しがたい仕組みと言わざるを得ない。

法適用規模の災害が発生した際には、広範囲に渡る被災者の一人ひとりを切

り捨てることなく、法に基づく救済が国民に対し平等に行われることが必要である。よって、「一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」について、全国知事会として要望しているものである。

これまでも、支援法の適用範囲については、平成 10 年の法施行以降、3 回にわたって見直しが行われており、平成 22 年に大雨災害で局地的被害が全国各地で発生した際にも速やかに政令改正が行われるなど、災害の実態を踏まえた累次の改正がなされてきたところである。

今般の提言の契機となった竜巻については、帯状に被害地域が形成される特徴がみられ、面的被害を前提とする現行の支援法においては、これまで想定されていなかった被害形態と考えられる。これまで述べてきた現行制度の問題点に加え、頻発する竜巻被害の特性を勘案する観点からも、あらためて適用範囲の見直しが行われてしかるべきである。

提言においては、「今後、本検討会における提言も踏まえ、被災者の立場に立ち、公平で迅速な支援の実施が行われるよう、内閣府（防災担当）が関係機関との協議や要請等を行い、平成 26 年度のできるだけ早期に、必要な対応が行われるようにしていくことを期待する。」とされている。

全国知事会としては、「一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」について、あらためて早期実現を強く求めるものである。

(参考)

<過去の全国知事会要望書>

- ・平成 19 年 7 月 12 日付「被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望」(抄)
- ・平成 22 年 8 月 3 日付「被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望」
- ・平成 24 年 7 月 12 日付「被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について」
- ・平成 25 年 7 月 9 日付「平成 26 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」(災害関係) (抄)
- ・平成 25 年 9 月 6 日付「被災者生活再建支援制度の見直しについて(申入れ)」

<内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会>

- ・平成 25 年 12 月 26 日付「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」(抄)

## 被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望(抄)

(平成19年7月12日 全国知事会)

3 現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、居住する市町村又は都道府県によって被災者間で不均衡が生じないよう、全ての被災区域に適用すること。

- (1) 現行制度では、市町村又は都道府県における全壊世帯数等によって、法の適用・不適用となることから、適用要件を満たしていない市町村又は都道府県に居住していた被災者は、同じ災害により同程度の被害を受けたにもかかわらず、支援の対象とならないため、被災者間に不均衡が生じている。
- (2) こうした状況は、被災者には理解し難く、また、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、(略)その自立した生活の開始を支援する(法第1条)。」という支援法の立法趣旨からも改善が必要であり、現行制度で対象となる自然災害が発生した場合には、居住する市町村又は都道府県によって被災者間で不均衡が生じないよう、全ての被災区域に適用すべきである。

## 被災者生活再建支援制度の見直しに関する緊急要望

現行の被災者生活再建支援制度においては、同一の災害で被災した場合であっても、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村や100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県等でなければ支援の対象とならないなど、居住する市町村又は都道府県内の全壊世帯数等の多寡により被災者間に不均衡が生じる場合があり、被災者にとって理解し難いものとなっている。

今般の梅雨期における豪雨災害においても、同様の問題が生じており、支援の対象とならない市町村に居住する被災者は、同じ災害により同程度の被害を受けたとしても支援を受けることができない。

こうした状況は、生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と復興に資するという法律の趣旨からも改善が必要であり、今回被害の大きかった各県からも適用条件の緩和を求める声が上がっているところである。

同一の災害における支援の不均衡を是正するとの観点から、現行制度で一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるように制度改正することを要望する。

平成22年8月3日

全 国 知 事 会

平成24年7月12日

内閣府特命担当大臣（防災）

中川正春様

全国知事会災害対策特別委員会

委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について

現行の被災者生活再建支援制度では、同一災害で被災しても、市区町村又は都道府県の全壊世帯数によっては制度が適用されない地域が発生するため、被災者間に不均衡が生じる。

例えば、平成24年5月6日に茨城県及び栃木県で発生した竜巻災害では、死者1名のほか、50名以上が重軽傷を負い、約2,000棟の建物が損壊するなど甚大な被害が発生したが、被害範囲が面的ではなく帯状であったため、市町村境などで被害が発生した場合、同じ災害による被害でありながら、市区町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と対象とならない自治体が存在し、不均衡が生じている。

このような不均衡を是正するため、次のとおり、被災者生活再建支援制度を見直すよう要望する。

記

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

## 平成26年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(災害関係) (抄)

(平成25年7月9日 全国知事会)

### 3 総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(略)

#### (2) 被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

平成 25 年 9 月 6 日

内閣府政策統括官（防災担当）御中

全国知事会危機管理・防災特別委員会

被災者生活再建支援制度の見直しについて（申入れ）

被災者生活再建支援法の適用範囲については、昨年 5 月 6 日に茨城県及び栃木県で発生した竜巻災害の被害状況に鑑み、平成 24 年 7 月 12 日付け「被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について」及び「平成 26 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、「一部地域が被災者生活再建支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」を要望しているところです。

去る 9 月 2 日に埼玉県及び千葉県において発生した竜巻災害においても、同一災害でありながら被災者生活再建支援法の適用されない地域が存在し、不均衡が生じていることから、上記要望事項について早期実現を図るよう申入れます。

内閣府 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会「最近の竜巻等突風

被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」(抄)(平成25年12月)

- 全国知事会からの要望については、市町村単位で一定規模以下の小規模な災害について  
まで国が補助するよう見直すべき特段の事情や必要性があるとは言い難いと考えられる。
  
- 現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を  
拡大することは困難と考えられる。